

長和町地域防災計画

概要版

～令和7年度改訂の概要について～

長和町は、これまで比較的大きな災害に見舞われることはありませんでした。しかし、近年の地球温暖化等を原因とする気候の変化は、これまでに経験したことのない激しい風水害を引き起こす可能性があります。

また、糸魚川－静岡構造線断層帯等の内陸型断層や南海トラフ等の海溝型断層による地震が発生すれば「想定していない甚大な被害」が発生すること考えられます。

そのため、長和町では、令和8年3月に、地域防災計画の改訂を2年ぶりに行いました。地域防災計画には、主に災害発生前と発生当初に町と防災関係機関のすべきこと、町民の皆さまにさせていただくことを記載しています。この概要版では、計画の骨子と、特に町民の皆さまに知っていただきたい大切なことについてご案内します。

令和8年3月



1 長和町地域防災計画概要版とは

本概要版は、令和8年3月に改訂した長和町地域防災計画の内容のうち、長和町にお住まいの住民の方に特に関係の深い箇所を抜粋し、再編集したものです。

長和町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、町の区域、町の住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とし、長和町防災会議が策定するものです。計画では災害発生前の予防・軽減から災害発生後の応急対策、そして復興までの期間に発生する業務に関し、総合的な対策を定めています。

大半は、長和町役場が災害対策本部を設置するなどの業務についての記載ですが、災害時には、町の住民の皆様にも主体的に行動していただくことや、日ごろからの備えが非常に大切であり、そういった記述について、本概要版にまとめています。

○言葉の意味

避難施設	緊急避難場所、避難所、福祉避難所の総称
緊急避難場所	災害時の危険を回避するために緊急的・一時的に避難する場所（隣組程度が避難できる規模の空地など：自治会が開設・管理）
指定緊急避難場所	緊急避難場所のうち、災害対策基本法の基準に適合するもの（公園、グラウンド、学校校庭等）
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等（自治会単位で避難ができる施設：公民館・集会所など：地区防災会議、自主防災組織が開設・管理）
指定避難所	避難所のうち、災害対策基本法の基準に適合するもの（ある一定期間の避難生活ができる施設：町が開設・管理）
福祉避難所	高齢者等の要配慮者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所

2 計画の構成

現行の長和町地域防災計画を基礎として、2年分の改訂内容を重ねて作成しているため、この度の改訂では現行計画の構成を変更せず、下記のようになっています。

地域防災計画	
編	章
第1編 総則	
第2編 風水害対策編	第1章 災害予防計画
	第2章 災害応急対策計画
	第3章 災害復旧計画
第3編 震災対策編	第1章 災害予防計画
	第2章 災害応急対策計画
	第3章 災害復旧計画
第4編 原子力災害対策編	第1章 災害に対する備え
	第2章 災害応急対策
	第3章 災害からの復旧・復興
	第4章 核燃料物質等輸送事故災害への対応
第5編 雪害対策編	第1章 災害予防計画
	第2章 災害応急対策計画
第6編 その他災害対策編	第1章 航空災害対策
	第2章 道路災害対策
	第3章 危険物等災害対策
	第4章 大規模な火事災害対策
	第5章 林野火災対策

各章の計画の説明	
総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念等
災害予防計画	長和町及び防災関係機関等が日頃から行います予防対策、町民及び事業所等が日頃から行いますべき措置等
災害応急対策計画	風水害・震災等の災害発生後に長和町及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
災害復旧計画 災害からの復旧・復興	被災者の生活再建やまちの復興を図るための対策等
災害に対する備え	(原子力災害における) モニタリング、平常時からの知識普及等事前の準備等
核燃料物質等輸送事故 災害への対応	核燃料物資等の輸送中の事故による放射線災害についての災害 応急対策計画

3 長和町の災害の危険性

(1) 風水害

本町のおかれた自然環境は概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へと発展する素因は常に内存しています。

① 流出土砂の生産源

地形が複雑急峻であるため、土砂の生産源となっており、豪雨の際には土砂の流出が著しく、洪水の大きな要因となっています。

② 急勾配の河川

本流、支流とも 30 分の1以上の勾配の急流が随所にあり、極めて急勾配になっているため、水流による縦横の浸食力が非常に大きいです。また、河川の水量が多く、しかも急勾配で流下するため、災害の直接の原因となっています。

③ 水源地帯の荒廃及び開発

水源地帯であり、林野地帯には荒廃地面積も多く、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流出とあいまって、水害の要因となっています。

④ 急峻な地形

急峻な地形が多いため、豪雨時等には各所で地すべりが発生する可能性が高くなっています。

⑤ 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南の海上から流入する温暖気流によって、前線活動が活発となり、大雨を降らせることがあり、水害の直接の原因となります。特に梅雨末期には集中豪雨となりやすく警戒を要します。

⑥ 台風の進路による影響

ア 県を縦断して北上する場合

全県が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生します。特に東部・北部一帯は、風・雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらします。

イ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨とも強く、台風の吹き返しによる風が被害を大きくします。

ウ 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらします。

エ 県の西側に接近して北東進する場合

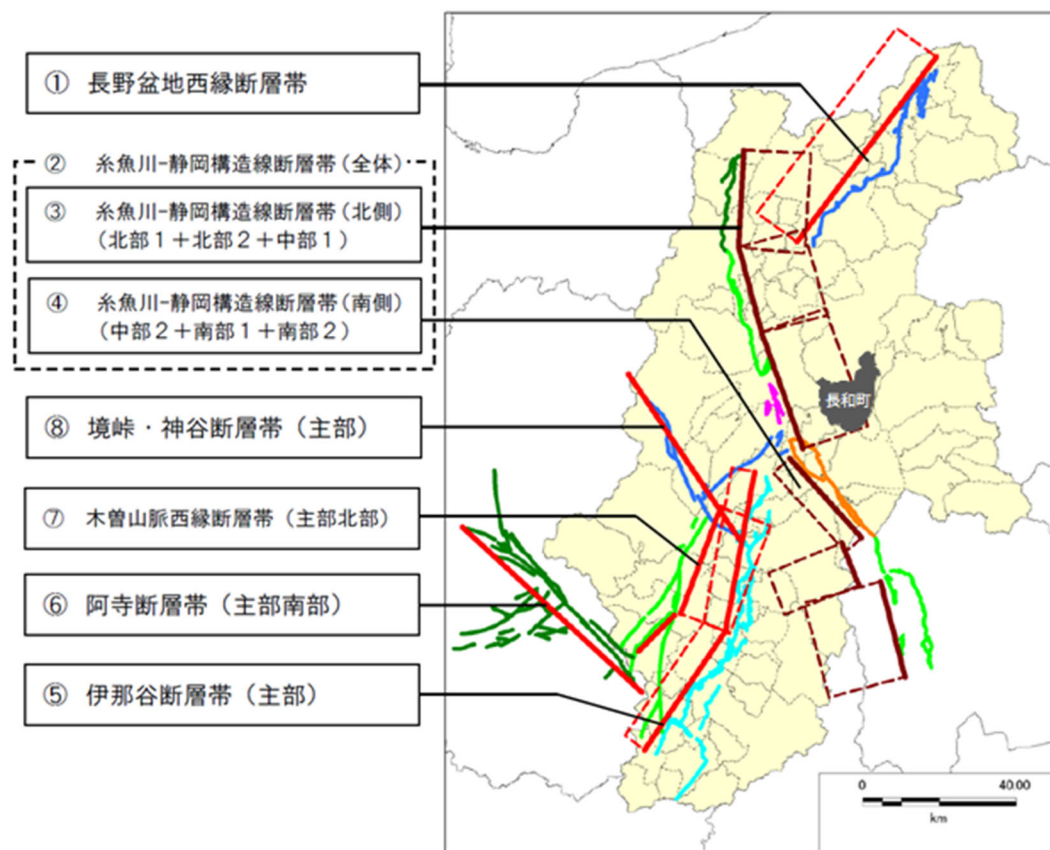
県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となります。

⑦ 地震災害発生の可能性については、火山帯に加え、フォッサマグナ(糸魚川－静岡構造線断層

帯)、信濃川・姫川両地震帯や活断層が密集する地域が数多く存在する長野県内に位置していることから、その可能性は大きいといえます。

(2) 地震

第3次長野県地震被害想定調査報告書(平成 27 年3月)に記載のある、下記地図上に記載のある6つの断層型地震と2つの海溝型地震(東海地震及び南海トラフ巨大地震)について、本町における想定被害を挙げます。



①地震別ケース別の想定最大震度

■ 町における地震別ケース別の想定最大震度

想定地震		想定最大震度
長野盆地西縁断層帯の地震	ケース1	5弱
	ケース2	5弱
	ケース3	5強
	ケース4	5強
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 Mj8.5	7
	北側 Mj8.0	6強
	南側 Mj7.9	6弱
伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース1	5強
	ケース2	5強
	ケース3	5強
	ケース4	5強
阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	4
	ケース2	4
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	ケース1	5強
	ケース2	5弱
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	ケース1	5弱
	ケース2	5弱
	ケース3	5弱
	ケース4	5弱
想定東海地震		5強
南海トラフ巨大地震	基本ケース	5強
	陸側ケース	5強

②地震別ケース別の被害想定

■ 町における地震別ケース別の被害想定

想定地震	建物被害(棟)【冬 18 時、強風時】									
	液状化		揺れ		断層 変位	土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・ 焼失	半壊
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	*	*	120	470	0	10	40	0	130	500
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	0	0	0	*	0	*	*	0	*	*
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	0	0	0	0	－	*	*	0	*	*

*:わずか

■ 死者 最大被害想定

想定地震	人的被害(人)【冬深夜、強風時】					
	死者数					
	建物 倒壊	(うち)屋内 収容物	土砂 災害	火災	ブロック 塀等	合計
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	*	*	0	0	0	*
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	10	*	*	0	*	10
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	*	*	*	0	*	*
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	*	*	0	0	0	*
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	*	*	0	0	0	*
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	0	0	*

*:わずか

4 災害への備え

長和町では、町民の皆さまに河川における水害に関する情報を提供し、事前の備えに役立てていただくことを目的に、県が作成する浸水想定区域図をもとに、令和5年度に長和町防災ハザードマップを更新し、各戸配布し、町のホームページにおいて公表しています。ハザードマップには、災害の基礎知識、避難の心得・日頃の備え、指定避難施設・場所など一覧も記載しています。

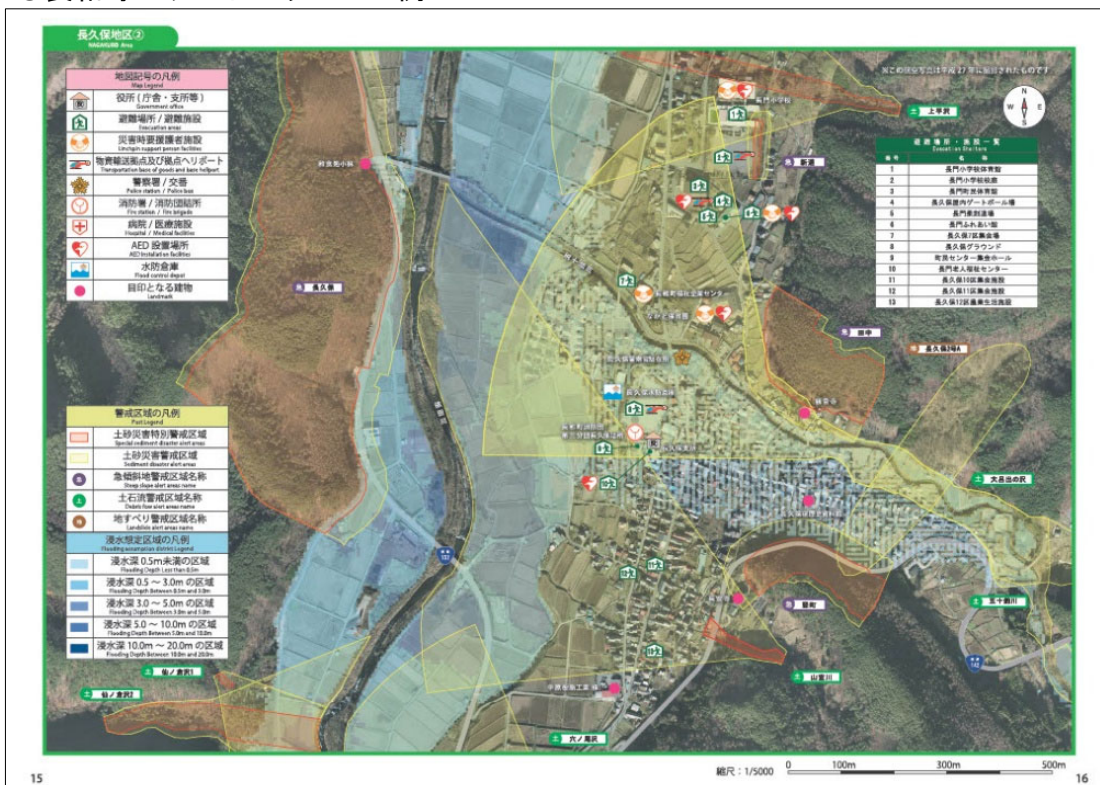
町民の皆様には、災害対策の一環として、ご自宅や仕事場、通学先等から指定避難所、緊急指定避難場所そして福祉避難所等への避難経路を時々確認してください。

その際、河川の氾濫等の風水害や震災等、災害の種類別に状況を想定し、河川が氾濫している（氾濫するかもしれない）ならば、どのような経路でどこに避難所へ向かうのか等を、平常時に検討してください。

町ホームページでは、上記ハザードマップとは別に「信濃川水系依田川に係る想定最大規模降雨における浸水想定区域等」の図も公開しています。



●長和町ハザードマップの一例



5 避難所等の指定

(1) 避難所及び緊急避難場所一覧表（地区別一時避難場所）

災害対策基本法の改正に伴い、各避難所を災害（洪水、崖崩れ・土石流及び地すべり、地震、大規模な火災）の種類ごとに、その災害の避難に適し、一時的に避難するための施設を指定したものであり、災害ごとの適否については、以下のとおり判断する。

また、避難所のうち、適している施設を緊急避難場所とする。

① 洪水（大雨による浸水被害）

ハザードマップから、浸水被害のおそれがない区域の避難所とする。

② 土砂（崖崩れ、土石流及び地すべり）

土砂災害警戒区域外の避難所とする。

③ 地震

新耐震基準もしくは耐震改修済の建築物とする。

④ 火事

大規模な火災時の指定緊急避難場所は、指定した公園、グラウンド、学校校庭等の広域避難地とする。

地区	施設名	所在地	建築年	面積(m ²)	収容人員(人)	洪水	土砂	地震
古町	立岩構造改善センター	古町 1353-1	H3	295	98	○	×	○
	沖公民館	古町 365-1	H7	72	22	×	○	○
	上立岩コミュニティー施設	古町 1048-12	H11	63	16	×	○	○
	有坂公民館	古町 659	H15	264	88	○	×	○
	滝の沢集落センター	古町 2070-1	S60	104	20	○	×	○
	五反田公民館	古町 2899-3	S62	94	25	×	×	○
	桜町公民館（古町生活改善センター）	古町 2772-1	S57	132	44	×	○	○
	北古屋公民館	古町 3770	S62	99	33	×	×	○
	下町集会施設	古町 3871-3	H20	63	24	×	○	○
	中町集会場	古町 4123-1	S63	103	22	×	○	○
	古町転作促進研修センター	古町 3902-1	S55	279	93	×	○	○
	上町集会施設	古町 4063-5	S63	97	26	×	×	○
	学者村第3期管理事務所：Tel 68-3729	古町 2961-73	S53	89	29	○	×	×
長久保	長門小学校体育館：Tel 68-2004	長久保 410	S49	497	165	○	×	○
	長門柔剣道場	長久保 455	H5	549	183	○	×	○
	長久保屋内ゲートボール場	長久保 455	H5	543	181	○	×	○
	長久保 11 区集会施設	長久保 1718-1	H23	52	14	○	×	○
	長久保 12 区農業生活施設	長久保 2072-2	H3	66	19	○	×	○
	長久保 13 区集会場	長久保 2223-65	H2	81	27	○	×	○
	長久保 14.15 区集会施設	長久保 150-128	H10	66	19	○	○	○
	学者村総合管理センター：Tel 68-2906	長久保 885-3		165	55	○	○	○

地区	施設名	所在地	建築年	面積(m ²)	収容人員(人)	洪水	土砂	地震
大門	四泊・落合公民館	大門 36-2	H4	159	53	X	X	○
	新屋公民館	大門 435	S62	78	26	X	○	○
	岩井公民館	大門 622-1	S60	77	25	X	○	○
	窪城多目的集会施設	大門 1465-1	S58	136	45	○	X	○
	大門屋内ゲートボール場	大門 1519-1	H3	465	155	○	○	○
	強清水集会施設	大門 3393-56	H6	42	13	○	X	○
	小茂谷公民館	大門 3422-1	H7	91	26	○	X	○
	美し松ハイランド管理事務所 :Tel69-2732	大門 3527-6	S49	109	36	○	○	X
	長門緑地等管理中央センター :Tel60-2733	大門 3625-10	S63	1,251	101	○	X	○
	鷹山集会施設	大門 3592-4	S60	74	25	○	○	○
	ふれあいの郷管理事務所 :Tel69-2541	大門 3520-1	S62	145	48	○	○	○
和田	青原公民館	和田 238-7	H2	238	79	X	○	○
	中組公民館	和田 555-6	H25	207	69	X	○	○
	上組公民館	和田 922-2	S53	442	147	X	X	○
	原公民館	和田 1627	S50	233	77	○	X	○
	新田公民館	和田 1499-1	S53	235	78	○	X	○
	橋場公民館	和田 1525-8	H26	216	72	X	X	○
	仮宿公民館	和田 2555-6	H2	231	77	○	X	○
	久保公民館	和田 2505-1	S57	277	92	○	X	○
	野々入公民館	和田 5638-4	S52	164	54	○	○	○
	下町公民館	和田 2657	S52	246	82	○	○	○
	上町公民館	和田 2803	S50	210	70	○	○	○
	鍛冶足公民館	和田 3172-1	S63	374	124	○	X	○
	大出公民館	和田 3794	S56	265	88	X	○	X
	唐沢公民館	和田 3461-3	S52	147	49	○	X	X
	男女倉公民館	和田 5309-143	H21	145	48	○	X	○
	旭ヶ丘公民館	和田 1672-11	S60	144	48	○	X	○
	湯遊パーク屋内ゲートボール場 :Tel88-0003	和田 4295-1	H6	1,983	289	○	○	○
	和田女性・若者等活動促進施設 :Tel88-0111	和田 2884-1	H14	504	168	X	○	○
	美ヶ原高原郷別荘管理棟 :Tel88-2167	和田 5714-68	S52	80	26	○	○	X

(2) 指定避難所一覧表 (広域避難施設)

施設名	所在地	電話番号	収容人員	洪水	土砂	地震
古町コミュニティーセンター	古町 2803	71-5123	100	△	○	○
長門ふれあい館	長久保 457-1	68-4400	200	○	△	○
長門町民体育館	長久保 455	68-2127	805	○	△	○
長門老人福祉センター	長久保 1699	68-3105	496	○	△	○
町民センター集会ホール	長久保 1699	68-3105	236	○	△	○
大門基幹集落センター	大門 1164-1	68-2151	130	○	△	○
入大門センター	大門 2651	5555 有線	146	○	△	○

施 設 名	所在地	電話番号	収容 人員	洪水	土 砂	地震
姫木コミュニティセンター	大門姫木平 3518-1146	69-2911	99	○	○	○
和田コミュニティセンター	和田 4253-1	41-6123	503	○	○	○
和田小学校(体育館)	和田 1664	88-2004	196	○	△	○
長和町役場和田支所	和田 2872	88-2345	154	○	○	○
湯遊パーク体育館	和田 4300-1	88-0002	661	○	○	○

(4) 福祉避難所一覧表（緊急受入施設）

施 設 名	所 在 地	電話番号	収容 人員
老人保健施設いこい	古町 3365-5	68-0281	
デイサービスセンター長門	古町 3365-7	68-0226	
デイサービスセンター和田	和田 1492	88-0077	
小規模ケア施設「大門の家」	大門 1531	41-2123	
山の子学園共同村	古町 2803	71-5123	
グループホーム和田	和田 1482-2	88-0088	

(5) 指定緊急避難場所一覧表

施 設 名	所 在 地	電話番号
古町グラウンド	古町 2803	68-3111
マルメロの駅ながと(道の駅)駐車場	古町 2642-3 他	68-0281
長久保グラウンド	長久保 544	68-2127
長門小学校校庭	長久保 410	68-2127
大門グラウンド	大門 1551	68-2127
たかやまスキー場駐車場	大門 3652	41-2068
エコーバレースキー場駐車場	大 門 3518- 2787	60-2001
和田宿ステーション(道の駅)駐車場	和田 2884-1 他	88-0008
和田支所駐車場	和田 2872	88-2345
和田老人福祉センター駐車場	和田 1482-3	88-3069

※緊急消防援助隊集結場所を、和田宿ステーション(道の駅)駐車場とする。和田宿ステーション(道の駅)駐車場が使用できない場合は、マルメロの駅ながと(道の駅)とする。

(6) 応急仮設住宅建設予定地一覧表

施 設 名	所 在 地	電話番号
古町グラウンド	古町 2803	68-2127
大門グラウンド	大門 1551	68-2127

6 避難に関する資料

(1) 住民の避難誘導対策

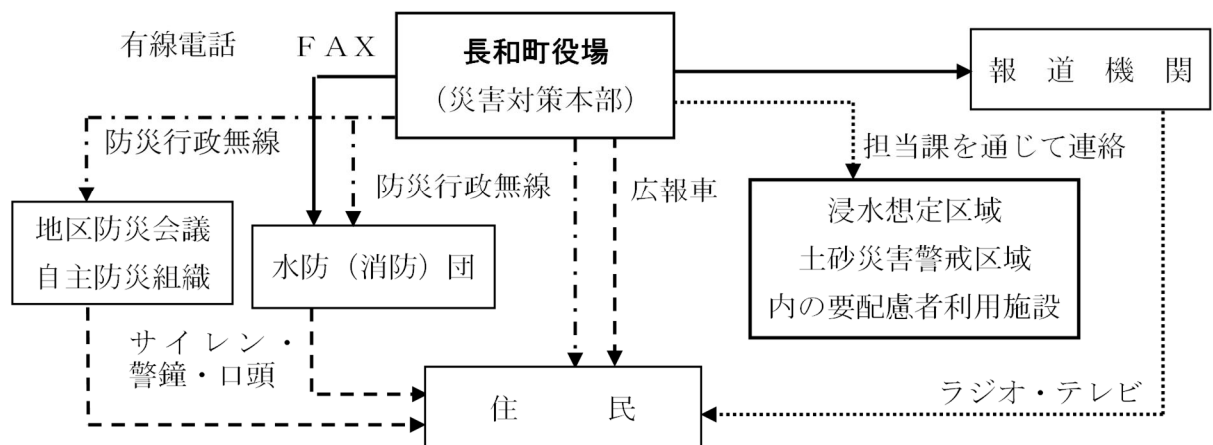
住民の皆様は、避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとします。また、隣近所で声を掛け合い、逃げ遅れたものがないかを確認します。

【要配慮者利用施設の管理者】

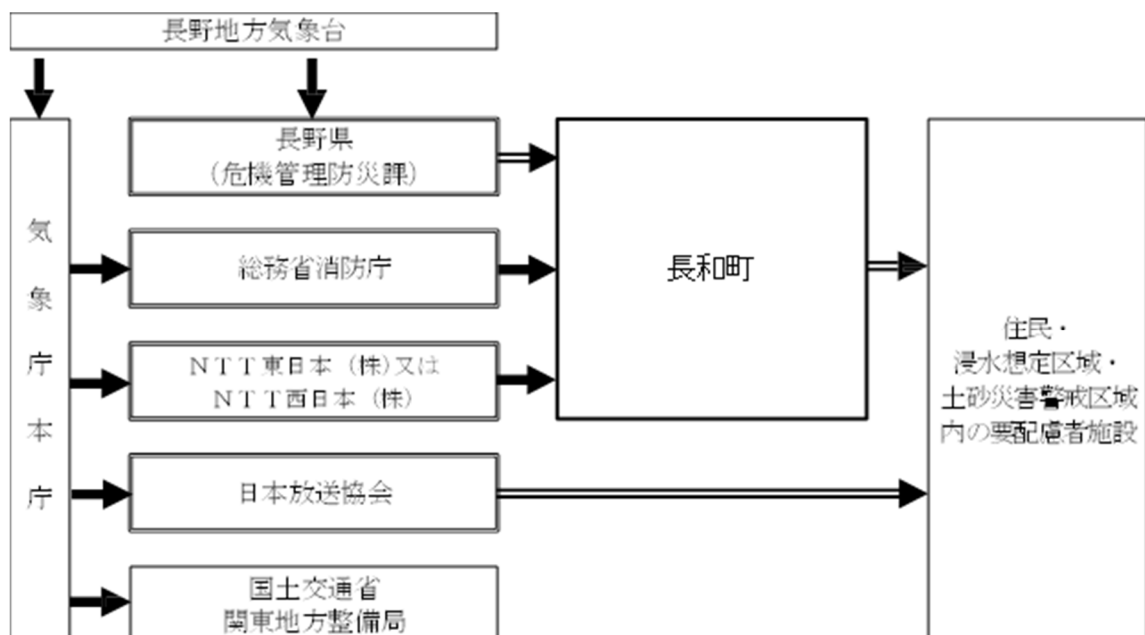
ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行いますなど、自主的な防災活動に努めるものとします。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、町、地区防災会議、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとします。

■ 町からの伝達系統(特別警報、土砂災害警戒情報、避難指示等)



(2) 注意報・警報及び情報の系統図



7 避難指示等の種別

(1) 防災気象情報

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である町長が中心に計画作成をします。

その際、要配慮者についても十分に考慮します。

特に、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在している要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮します。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促します。

■ 避難指示等と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
				洪水等に関する情報		土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	
				水位情報がある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令するものではない)	5相当	氾濫発生情報 危険度分布:黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報 (浸水害) 危険度分布:黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布:黒 (災害切迫)
～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～							
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報 危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:紫 (危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布:紫 (危険)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布:赤 (警戒)	大雨警報 (土砂災害) 危険度分布:赤 (警戒)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨注意報	2相当	氾濫注意情報 危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄 (注意)	危険度分布:黄 (注意)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当			

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し、伝達します。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、

速やかにその内容を住民に周知します。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がけます。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促します。

■ 避難指示等の種類

区 分	発表する状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表します。気象庁のホームページから確認することができますが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなります。	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表する情報です。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができますが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなります。	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令する情報です。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(高齢者等のリードタイムの確保)が期待できます。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)します。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましいです。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する情報です。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(居住者等のリードタイムの確保)が期待できます。	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)します。

●住民への周知

- ① 高齢者等避難、避難指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線(同報系)、音声告知端末、CATV、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知します。避

難の必要がなくなった場合も同様とします。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達します。

- ② 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図ります。
- ③ 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知します。
- ④ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲ですとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請します。

県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請します。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送します。

- ⑤ 町は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び町職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めます。
- ⑥ 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、ＣＡＴＶ、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行います。

● 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生児童委員、自治会、区、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めます。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行います。

● 町有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮します。

- ① 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測する場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行います。
- ② 高齢者等避難、避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行います。

8 災害時の備え（備蓄品・非常持出品）

災害時に備えた備蓄品の例

- 飲料水
一人1日3リットルを目安に、3日分を用意
- 食品
ご飯（アルファ米など一人5食分を用意）、ビスケット、板チョコ、乾パンなど、一人最低3日分、可能であれば1週間分の食料を備蓄しておきましょう。
- 下着、衣類
- トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど
- マッチ、ろうそく
- カセットこんろ



※飲料水とは別に、物を洗ったり、トイレを流したりするための水も必要です。日頃から水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつもはっておくなどの備えをしておきましょう。

非常持ち出し品の例

- 飲料水、食料品
（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品
（預金通帳、印鑑、現金、マイナンバーカード、健康保険証など）
- 救急用品
（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）、服用中の薬、歯ブラシ（2本）等
- ヘルメット、防災ずきん、軍手、懐中電灯
- マスク、衣類、下着、毛布、タオル、携帯ラジオ、予備電池
- 使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、洗面用具
- 携帯電話（スマートフォン）とその充電器
- ミルクや紙おむつ、ほ乳びんなど
（乳児のいる家庭）
- 紙オムツ、介護用品一式
（高齢者等介護者のいる家庭）



長和町地域防災計画 概要版

〒386-0603 長野県小県郡長和町古町 4247-1

お問い合わせ先 長和町総務課 ☎ 0268-75-2067